

# 日進市市民参加及び市民自治活動条例の概要

条例では、市民主体の自治を推進する柱となる「市民参加」と「市民自治活動の支援及び協働」のために必要なルールを具体的に定め、次のように体系的に整理しています。

## 第1章 「総則」(用語の定義、市民・コミュニティ・市の執行機関の役割と責務)

## 第2章 「市民参加」(市民参加手続の対象事項、市民参加手続の方法とその具体的なルール)

## 第3章 「市民自治活動の支援及び協働」(支援と協働に必要な原則と施策)

## 第4章 「自治推進委員会による協議及び評価」(条例をチェックする仕組み)

## 第5章 「条例の見直し等」

※条例の全文は、市ホームページでご覧いただけます。

## 市民参加・市民自治活動・協働のイメージ

### 【協働事業】

地域の課題解決に向けて、コミュニティと市の執行機関が役割分担しながら協働で行う事業

「市民自治活動」  
の範囲

「協働」  
の  
対象範囲

「市の執行機関」  
の範囲

市の基本計画  
の策定等

【市民自治活動】  
市民が住みよいまちづくりを目指して  
自主的に行う公益的活動

市  
民

【市民参加】  
本市の意思形成それぞれの過程で  
市民が自主的にかかわること

## ● 協働のまちづくりのための役割と責務

協働のまちづくりの主体となる、市民・コミュニティ・市の執行機関の役割と責務は次のとおりです。

### <市民の役割と責務>

- 市政への積極的な参加
- 責任の範囲での発言と行動
- お互いの意見や立場への配慮と説明責任

### <コミュニティの役割と責務>

- 地域の課題解決への主体的な取り組み
- 公共性と公益性への考慮
- 情報提供と説明

### <市の執行機関の役割と責務>

- 誰もが参加しやすい場、機会の提供
- 情報公開と説明責任
- 施策の実施と環境の整備
- 公平性と公正性の確保

## ● 市民参加の手続の方法

市民の皆さんのご意見等を反映できるよう、主な市民参加の手続の方法を5つにまとめています。市民参加の手続は、場面によって有効な方法が異なること、それぞれの特徴があることから、2つ以上的方法を併用して行います。

### 附属機関等

市政についての協議や検討等を行う会議や委員会などで、市民委員として意見を発言する方法です。これにより、市民の皆さんからの意見をさまざまな角度から把握することができます。

### ワークショップ

参加者同士が共通のテーマで話し合うことで、互いに学びあいながら計画案づくりなどを行なう方法です。参加する市民の皆さんのコミュニケーションが深まるだけでなく、関わりも深まるため、その後の運営などにも継続した市民参加が期待できます。

### パブリックコメント手続

本市の基本的な政策にかかる計画・条例案などに対して意見を提出する方法です。同手続は期間中であればいつでも参加できるため、多くの市民の皆さんにとって、意見を述べる機会が確保されます。

### 意向調査

市民の皆さんの意見や意向、傾向などを広く把握する必要があるときに実施します。郵送や電子メールで実施する場合は、市民の皆さんのが都合のよい時に回答できるメリットもあります。

### 説明会等

市の執行機関が実施する説明会や意見交換会などの場で、意見を述べたり、交換したりする方法です。市民の皆さんの意見把握や協力依頼などさまざまな場面で活用されます。

## 「市民」とは…

市内に居住する者のほか、市内で学ぶ者、働く者、事業を営むもの、活動を行うものなど、日進のまちづくりにかかわる人たちをいいます。



## 「コミュニティ」とは…

住民自治組織など地域の課題解決を目的に地縁で結びついて活動を行う集団のほか、NPOなど福祉や環境などのテーマで結びついて活動を行う集団の両方が含まれます。

## 「市の執行機関」とは…

地方自治法に規定される、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会を指します。



## ● 市民参加の手続を実施する対象事項

市民参加の手続が実施される対象事項としては、次のものが挙げられます。

対象事項	具体例
本市の基本構想、基本計画の策定又は変更	総合計画における基本構想及び基本計画
その他基本的な事項を定める計画等の策定又は変更	都市マスターplan、環境基本計画、地域福祉計画、高齢者ゆめプラン、地域防災計画等、本市の方向性を定めるものや基本的な方針等を定めるもの
市政に関する基本方針を定める条例の制定若しくは改廃	自治基本条例、環境まちづくり基本条例、未来をつくる子ども条例等のほか、本条例が該当
市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定若しくは改廃	ポイ捨て及びふん便の防止に関する条例、開発等事業に関する手続条例など
市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃	ごみの収集方法、子ども医療、小中学校の通学区域など
広く市民の公共の用に供される施設の設置等についての基本計画等の策定又は変更	●地方自治法第244条の「公の施設」として条例で設置される学校、福祉会館、保育園等のほか、市の執行機関が設置する公園、道路など ●施設運営（市の執行機関の裁量で決めることができる事項） ●指定管理制度の導入（施設運営に関する他の事項と一緒に検討できる場合は可能）